



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 1565 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
- 1566 " (")
- 1567 " (")
- 1568 " (")
- 1569 " (")
- 1570 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (NPO協働推進課)
- 1571 " (")
- 1572 " (")
- 1573 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保険総務課)
- 1574 生活保護法による指定施術機関の変更 (")
- 1575 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1576 大規模小売店舗立地法による橋本市から聴取した意見の概要 (")
- 1577 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 1578 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公安委員会告示

- 90 運転免許取得者教育の認定

○ 選挙管理委員会告示

- *117 平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部改正

○ 公告

- 和歌山県が発注する本庁舎等の清掃、警備等の業務の委託に関する資格審査に係る申請の受付 (管財課)
- 県営土地改良事業の計画変更後の計画概要 (農村計画課)
- " (")
- " (")
- 入札広告 (下水道課)
- " (")

○ 監査公表

- 監査公表第48号
- 監査公表第49号
- 監査公表第50号

○ 正誤

- 平成17年3月31日付け和歌山県報号外(8)和歌山県公営企業管理規程第4号中
- 平成17年11月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第47号中
- 平成17年11月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第54号中
- 平成17年11月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県教育委員会規則第40号中

告 示

和歌山県告示第1565号

和歌山県田辺市中芳養の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成15年5月6日から平成17年3月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中芳養の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中芳養の一部地区
- 5 認証年月日
平成17年12月7日

和歌山県告示第1566号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期

平成15年5月13日から平成17年9月27日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城の一部地区

5 認証年月日

平成17年12月7日

和歌山県告示第1567号

和歌山県海草郡野上町動木・小畑の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県海草郡野上町

2 調査を行った時期

平成16年5月6日から平成17年10月20日まで

3 成果の名称

和歌山県海草郡野上町動木・小畑の各一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県海草郡野上町動木・小畑の各一部地区

5 認証年月日

平成17年12月7日

和歌山県告示第1568号

和歌山県日高郡由良町大字衣奈の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡由良町

2 調査を行った時期

平成16年4月26日から平成17年8月29日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡由良町大字衣奈の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡由良町大字衣奈の一部地区

5 認証年月日

平成17年12月7日

和歌山県告示第1569号

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 調査を行った者の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町

2 調査を行った時期

平成13年5月19日から平成17年3月26日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来の一部地区

5 認証年月日

平成17年12月7日

和歌山県告示第1570号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年1月21日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 申請年月日

平成17年11月21日

2 名称

特定非営利活動法人福祉作業所みどりの家

3 代表者の氏名

太田節子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市土佐町2丁目38番1号

5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者に対して、社会自立援助に関する事業を行い、知的障害者の社会参加に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1571号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年1月26日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年11月26日
- 2 名称
特定非営利活動法人アニモ
- 3 代表者の氏名
森田和則
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山市岩橋1770番地の22
- 5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県内における老若男女が世代を問わず交流を図り、あらゆる人が社会参加できるよう支援活動事業を行い、街づくり、環境作り、環境保全に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1572号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成18年1月27日まで縦覧に供する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 申請年月日
平成17年11月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山災害救助犬協会
- 3 代表者の氏名
榎本義清
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市新宮7684番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、災害時の遭難者に対して、捜索活動を行い早期発見し人命救助を行うことを主たる目的とし、災害救助犬の育成に関する事業を行い、人命救助に寄与すること

を目的とする。また、犬を通してのセラピードッグ事業、ふれあい事業等を行い社会貢献に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1573号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
橋 歯 8-51	小嶋歯科医院	橋本市古佐田1-9-10	平成 17.10.31
橋 薬 19-11	調剤薬局ショウワ東家店	橋本市東家1丁目1番4号秋山ビル1階	平成 17.11.30
橋 薬 22-12	コジマ調剤薬局	橋本市市脇4-253	平成 17.11.30
橋 医 57-5	林耳鼻咽喉科	橋本市東家1丁目1番4号秋山ビル3階	平成 17.11.30

和歌山県告示第1574号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により指定した施術機関の変更について届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	名称	変更事項(名称)		変更年月日
		旧	新	
有市あ 16-14	アリタ総合治療	アリタ治療院	アリタ総合治療	平成 17.7.1

和歌山県告示第1575号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターオークワ南紀店
和歌山県新宮市佐野三丁目11番19号
- 2 意見の概要

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

新宮市経済観光部商工観光課(和歌山県新宮市春日1-1)

東牟婁振興局県民行政部地域行政課(和歌山県新宮市緑ヶ丘2丁目4-8)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年12月16日から平成18年1月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1576号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により橋本市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヤマダ電機テックランド橋本店

和歌山県橋本市あやの台一丁目4番2

2 意見の概要

(1) 廃棄物については、橋本市のゴミ収集計画(分別収集)に従うこと。

(2) オープン時は周囲の交通渋滞が予想されるため関係官庁と協議すること。

(3) 店舗工事着工前に道路法に基づく各申請書を提出すること。

(4) 騒音規制法並びに振動規制法における特定施設について、該当があれば届出を行うこと。また、公害関係の特定施設に該当する機械設備等を設置する場合や特定建設作業を実施する場合は、公害関係法令に基づく手続を行うこと。

(5) 騒音対策について、遵守するとともに、騒音以外の公害についても発生防止に努め、周辺地域に対し十分な配慮を行うこと。

また、周辺地域より公害等苦情が発生した場合は責任を持って対処すること。

(6) 開発工事に伴う濁水・騒音・振動・粉塵等による公害発生防止に留意し、周辺地区へ影響を及ぼさないように留意すること。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

伊都振興局県民行政部地域行政課(和歌山県橋本市市脇

4丁目5番8号)

橋本市経済部地域振興課(和歌山県橋本市東家1-1-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成17年12月16日から平成18年1月16日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1577号

和歌山県漁業調整規則(昭和40年和歌山県規則第15号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 日時 平成17年12月27日(火)午前10時から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30

水産会館 2階 第4会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 岸利次

(2) 住所 和歌山市加太1004-23

(3) 漁業許可 なし

(4) 許可番号 なし

(5) 使用船舶 漁船岸丸(WK3-20174)

和歌山県告示第1578号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2873	有田市湊町 字葎原822 番1の一部	有田郡吉備 町大字小島 433番地の5 北畑不動産 株式会社代 表取締役北 畑忍	平成 17 年12 月16	4.80 5.00	5.00 26.77

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第90号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第2項の規定により、認定した運転免許取得者教育を次のとおり公示する。

平成17年12月16日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

名称、所在地及び代表者の氏名			運転免許取得者教育に使用する施設		運転免許取得者教育の課程		認定をした年月日
名称	所在地	氏名	名称	所在地	名称		
株式会社有田自動車学校	有田郡吉備町大字明王寺112番地	岩橋正典	有田自動車学校	有田郡吉備町大字明王寺112番地	第1条第7号	自動二輪車の二人乗り安全習熟教育	平成17.11.18
株式会社湯浅自動車教習所	有田郡広川町大字広296番地の1	黍原博	カースクール湯浅	有田郡広川町大字広296番地の1	第1条第7号	二輪二人乗り運転習熟教育	平成17.11.18

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第117号

平成17年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等)の一部を次のとおり改正する。

平成17年12月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

第3項中「那賀郡選挙区31,783人」を「那賀郡選挙区31,784人」に改める。

公 告

公 告

和歌山県が発注する本庁舎等(和歌山県総務部総務管理局管財課が所轄する庁舎をいう。)の清掃、警備等の業務の委託について、和歌山県が行う本庁舎等の清掃、警備等の委託に係る競争入札等参加者の資格等に関する要綱(平成10年和歌山県告示第84号。以下「要綱」という。)に定める資格審査に係る申請の受付を次のとおり行う。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 資格審査を行う営業種目

- (1) 一般清掃業
- (2) 空気環境測定業
- (3) 貯水槽清掃消毒業
- (4) 給排水管洗浄清掃業
- (5) ねずみ・昆虫等駆除業
- (6) 白あり駆除予防業
- (7) 庁舎等警備業

2 申請の方法

要綱に定める資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、県の所定の競争入札等参加資格申請書に次に掲げる書類を添付して知事に提出するものとする。

ただし、知事が特に認める場合は、その一部の添付を免除することができる。

- (1) 経営状況等に関する次に掲げる調書
 - ア 経営規模及び経営状況等総括表
 - イ 営業種目及び契約履行状況調書
- (2) 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - ア 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - イ 和歌山県が課する県税全税目
 - ウ 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- (5) 財務諸表(直近2か年分で法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
- (6) 業務状況一覧表
- (7) 使用印鑑届
- (8) 誓約書
- (9) 営業に必要な許可、認可等を得ていることを証する書類又はその写し(許可、認可等を必要とする業種に限る。)

なお、一般清掃業、空気環境測定業、貯水槽清掃消毒業及びねずみ・昆虫等駆除業にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の都道府県知事の登録(和歌山県知事の登録)を受けていることの証明書の写しを添付すること。
- (10) 申請者が代理人を選任した場合にあっては、その委任状
- (11) 所在地見取図

3 申請書類の提出先並びに申請書類の用紙の交付請求先

及び交付時期

- (1) 申請書類の提出先
和歌山県総務部総務管理局管財課
- (2) 申請書類の用紙の交付請求先
和歌山県総務部総務管理局管財課
- (3) 申請書類の用紙の交付時期
平成18年1月4日(水)から同年2月28日(火)まで
- 4 申請書類及びその添付書類の提出時期
平成18年2月1日(水)から同月28日(火)まで
- 5 資格審査の結果の通知
申請者には、資格審査の結果を文書により通知する。
- 6 競争入札等参加資格の有効期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- 7 問い合わせ先
和歌山県総務部総務管理局管財課管理班
〒640-8585
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
TEL 073-441-2214

県営ため池等整備事業志賀大池地区の事業計画の変更後の計画概要の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3の規定に基づき、県営ため池等整備事業志賀大池地区の事業計画を変更したいので同条第1項の規定により、当該事業計画の変更後の計画概要を別冊のとおり公告する。

なお、この計画変更後の事業計画に係る土地改良事業の施行地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により所管する農業委員会に申し出られたい。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

「別冊」は、省略し、その関係書類を日高町役場に備えおいて縦覧に供する。

県営中山間地域総合整備事業稲原西地区の事業計画の変更後の計画概要の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3の規定に基づき、県営中山間地域総合整備事業稲原西地区の事業計画を変更したいので同条第1項の規定により、当該事業計画の変更後の計画概要を別冊のとおり公告する。

なお、この計画変更後の事業計画に係る土地改良事業の

施行地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により所管する農業委員会に申し出られたい。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

「別冊」は、省略し、その関係書類を印南町役場に備えおいて縦覧に供する。

県営畑地帯総合整備事業河根地区の事業計画の変更後の計画概要の公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3の規定に基づき、県営畑地帯総合整備事業河根地区の事業計画を変更したいので同条第1項の規定により、当該事業計画の変更後の計画概要を別冊のとおり公告する。

なお、この計画変更後の事業計画に係る土地改良事業の施行地域内にある農用地の所有者でその農用地につき耕作若しくは養畜の業務を営まないもの又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づき使用収益している者でその農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第3条の規定により所管する農業委員会に申し出られたい。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

「別冊」は、省略し、その関係書類を九度山町役場に備えおいて縦覧に供する。

入札公告

紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度国債流下管第2号-36
- (2) 工事名 紀の川中流流域下水道(那賀処理区)那賀幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 紀の川市打田地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 471.72m(内推進工延長466.27m)

内径800mm

- (5) 工期 270日間
- (6) 予定価格 187,752,600円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 142,722,300円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。
 - カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、紀の川市又は岩出町内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。
 - キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。
 - ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生

法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
 - ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
 - イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
 - ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
 - エ 紀の川市、岩出町、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
 - オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。
 - カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。
 - キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。
 - ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。
 - ア 交付期間 平成17年12月16日(金)から平成18年1月12日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで
 - イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)
- (3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所
 - ア 閲覧期間 (2)のイに同じ。
 - イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課

電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

- ア 受付期間 平成17年12月20日(火)から平成17年12月22日(木)までの3日間
- イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp
- エ 回答期間 平成17年12月27日(火)から平成18年1月4日(水)まで
- オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

- ア 提出期間 平成18年1月5日(木)から平成18年1月12日(木)まで
- イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局留
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

- ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。
 - (ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。
 - (イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
 - (ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡

- 先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。
- (エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。
- (オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。
- イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。
- ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

- ア 開札日時 平成18年1月13日(金)午後1時30分から
- イ 開札場所 那賀振興局 3階入札室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月16日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績

イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進 工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格 (監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格 (主任技術者) 一共同企業体から 推進工事技士の登録 (推進工の着手時か ら完了したことが確認できるまでの期間、 専任で配置)
---------	---

7 落札者の決定方法

予定価格 (消費税及び地方消費税を除く。) の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者 (低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。) を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 9 - 6 2 9 9

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成 1 8 年 1 月 1 3 日

工事年度及び工事番号 平成 1 7 年度国債流下管第 2 号 - 3 6

工事名 紀の川中流流域下水道 (那賀処理区) 那賀幹線管渠 (推進) 工事

工事場所 紀の川市打田地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____ - _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先 (電話番号) _____ - _____

担当者連絡先 (ファクシミリ番号) _____ - _____

入札公告

紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事の入札について、受注希望公募型競争入札を行うので次のとおり公告する。

平成17年12月16日

和歌山県知事 木村良樹

1 入札に付する工事の概要

- (1) 工事年度・工事番号 平成17年度国債流下管第2号-37
- (2) 工事名 紀の川中流域下水道(那賀処理区)貴志川幹線管渠(推進)工事
- (3) 工事場所 紀の川市貴志川町丸栖地内
- (4) 工事概要 管渠工
泥濃式推進工
工事延長 305.20m(内推進工延長298.80m)
内径800mm
- (5) 工期 260日間
- (6) 予定価格 126,526,050円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (7) 調査基準価格 96,166,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- (8) 施工形態 特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)
- (9) 本工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。
- (10) 支払条件 前払金 有
部分払 有
- (11) 契約の保証 要
- (12) 議会の議決 不要

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する共同企業体であること。

- (1) 共同企業体の構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
 - ウ 和歌山県の発注する建設工事の競争参加資格を有する者であること。
 - エ 和歌山県内に主たる営業所(「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。以下同じ。)を有する者であること。
 - オ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受け5年を経過している者であること。

カ 和歌山県建設工事等入札参加資格審査要綱(平成14年5月22日制定。以下「審査要綱」という。)第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が、紀の川市又は岩出町内に主たる営業所を有する者にあつては800点以上、橋本市又は伊都郡内に主たる営業所を有する者にあつては850点以上、その他の者にあつては900点以上であること。

キ 和歌山県建設工事等契約に係る指名停止等措置要綱(平成16年6月15日制定)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ク 和歌山県建設工事暴力団排除対策措置要綱(平成16年4月1日制定)に基づく指名除外を受けていない者であること。

ケ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(2) 共同企業体の結成に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。ただし、各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- ア 一共同企業体の構成員数は、2者であること。
- イ 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。
- ウ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。
- エ 紀の川市、岩出町、橋本市又は伊都郡に主たる営業所を有する者を必ず含むこと。
- オ 一共同企業体の代表幹事となる者は、審査要綱第3条第2項に規定する土木一式工事の総合点数が900点以上で、かつ、元請として平成7年度以降に、推進工法による下水道管渠工事の施工実績(施工中のものを除く。)を有すること。

カ 一共同企業体の代表幹事となる者は、平成7年度以降、推進工法による下水道管渠工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人(現場代理人については、施工時に監理技術者資格証を有していた者に限る。)としての施工実績をもつ専任の監理技術者を配置すること。

キ 一共同企業体の代表幹事以外の構成員については、国家資格を有する主任技術者を専任で配置すること。

ク 国土交通大臣の認定事業により資格を得た推進工事技士登録証を有する者(以下「推進工事技士」という。)を、推進工の工事着手時から完了したことが確認できるまでの期間中、専任で配置すること。

3 入札参加手続等

- (1) 本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。
- (2) 技術資料作成要領は、入札参加希望者に無料で次により交付する。

ア 交付期間 平成17年12月16日(金)から平成18年1月12日(木)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
電話番号 073-441-3200(直通)

(3) 設計図書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 (2)のアに同じ。

イ 閲覧場所 那賀郡岩出町高塚209
那賀振興局建設部総務課
電話番号 0736-63-0100

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 平成17年12月20日(火)から平成17年12月22日(木)までの3日間

イ 受付方法 建設工事に係る受注希望公募型競争入札(事後審査・郵送方式)実施要領(平成17年7月25日制定。以下「実施要領」という。)に定める質問書により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。

ウ 受付場所 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課
ファクシミリ番号 073-436-2940
e-mail e0810001@pref.wakayama.lg.jp

エ 回答期間 平成17年12月27日(火)から平成18年1月4日(水)まで

オ 回答の閲覧方法 和歌山県県土整備部河川・下水道局下水道課ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/081000/gesuido.html>)に掲載する。

(5) 現場説明会は、行わない。

4 入札等

(1) 入札書等提出期間及び提出先

ア 提出期間 平成18年1月5日(木)から平成18年1月

12日(木)まで

イ 提出先 〒649-6299
岩出郵便局留
和歌山県那賀振興局建設部総務課

(2) 入札書等の提出について

ア 入札書等は、次の方法により郵送で提出すること。

(ア) 外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(イ) 入札書を中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(ウ) 外封筒には、入札書を同封した中封筒、技術資料、工事費内訳書及び低入札調査基準価格を下回った応札を行う者は低入札価格調査実施要領(平成16年6月15日制定)に基づく各様式を入れ、封筒の表面に、開札日、工事年度・工事番号、工事名、工事場所、共同企業体名、共同企業体代表幹事の建設業許可番号、担当者の所属及び氏名並びに担当者連絡先(電話番号・ファクシミリ番号)を記載すること。

(エ) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は配達記録郵便のいずれかの方法により、郵送すること。

(オ) 入札書等は、提出期限までに到達するように郵送すること。ただし、提出期間の開始の日から終了の日までの受領日付が外封筒に表示されたものは、提出期限までに到達したものとす。

イ 提出期間以外で到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

ウ 一度提出された入札書等の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

(3) 入札書等の不受理について

実施要領第13条に掲げる入札書等は、不受理とする。

(4) 入札の無効について

実施要領第14条に掲げる入札は、無効とする。

(5) 失格について

実施要領第15条の各号に該当する者は、失格とする。

5 開札等に関する事項

(1) 開札は公開とする。

ア 開札日時 平成18年1月13日(金)午後2時30分から

イ 開札場所 那賀振興局 3階入札室

(2) 開札状況の公表予定

公表日 平成18年1月16日(月)

(3) 落札予定について

落札予定日 平成18年1月16日(月)

(4) 入札結果の公表

落札決定の翌日(休日を除く。)

(5) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、和歌山県ホームページ(<http://www.pref.wakayama.lg.jp>)に掲載するとともに、発注機関において閲覧により公表するものとする。

6 審査に関する事項等

(1) 資格審査について

入札参加資格に係る審査は、競争入札技術審査会において審査するものとする。

(2) 技術資料の審査に関する事項

技術審査を行うに際し、施工実績及び技術者評価については、提出された技術資料で判断する。

なお、その際の着目点は、次のとおりとする。

評価項目	着目点
ア 施工実績	代表幹事 元請として平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の施工実績
イ 技術者評価	代表幹事 配置予定技術者の平成7年度以降の推進工法による下水道管渠工事の経験 配置予定技術者の資格(監理技術者) 代表幹事以外の構成員 配置予定技術者の資格(主任技術者) 一共同企業体から 推進工事技士の登録(推進工の着手時から完了したことが確認できるまでの期間、専任で配置)

7 落札者の決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税を除く。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした適格者(低入札価格調査実施要領に基づく失格判定基準に該当することとなった者又は調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)を落札者とする。

8 低入札価格調査に関する事項

低入札価格調査を受けた者との契約については、契約の保証の額を請負代金額の10分の3以上とする。

9 留意事項

入札の適正な競争性を確保するため、一者のみが参加した入札は取り止めることとする。

10 外封筒及び中封筒貼り付け用紙の記載例

〒 6 4 9 - 6 2 9 9

岩出郵便局留

和歌山県那賀振興局建設部総務課行

開札日 平成 18 年 1 月 13 日

工事年度及び工事番号 平成 17 年度国債流下管第 2 号 - 37

工事名 紀の川中流流域下水道 (那賀処理区) 貴志川幹線管渠 (推進) 工事

工事場所 紀の川市貴志川町丸栖地内

共同企業体名 _____ 特定建設工事共同企業体

共同企業体代表幹事の建設業許可番号 _____

担当者の所属及び氏名 _____

担当者連絡先 (電話番号) _____

担当者連絡先 (ファクシミリ番号) _____

監査公表

和歌山県監査公表第48号

平成17年10月28日付け監査報告第12号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年12月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関名 和歌山県公営競技事務所
- 2 監査実施年月日 平成17年10月6日
- 3 監査の結果

平成5年度に発生した横領事件に係る弁償金について、平成16年度末における返済状況は下記のとおりである。今後未納者の収入状況等を十分把握の上納入指導を行うとともに、債権管理に努められたい。

記

平成16年度の状況 (単位:円)

調定額	収入済額	収入未済額
201,044,243	130,000	200,914,243

- 4 監査の結果に基づき講じた措置
 県としては、まず元金を弁償させることに努力したいと考えている。
 返済の余裕がないため当分の間返済を見合わせてほしい旨申し出もあり、2名のうち1名は現在返済停止中であるが、再開交渉を行っている。

和歌山県監査公表第49号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成17年11月18日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年12月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日

教育委員会給与課西牟婁分室
 和歌山県立田辺高等学校
 和歌山県立田辺工業高等学校
 和歌山県立田辺商業高等学校
 和歌山県立南紀高等学校
 和歌山県立熊野高等学校
 和歌山県立南紀養護学校
 和歌山県立はまゆう養護学校
 和歌山県田辺警察署
 和歌山県白浜警察署

平成17年11月18日
 ”
 ”
 ”
 ”
 ”
 ”
 ”
 ”
 ”

- 2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第50号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成17年11月24日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年12月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
 和歌山県監査委員 築 野 富 美
 和歌山県監査委員 山 田 正 彦
 和歌山県監査委員 坂 本 登

- 1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
西牟婁振興局県民行政部	平成17年11月24日
西牟婁振興局健康福祉部	”
西牟婁振興局農林水産振興部	”
西牟婁振興局建設部	”
和歌山県紀南児童相談所	”
和歌山県立田辺高等技術専門学校	”
近畿自動車道紀南高速事務所	”
南紀白浜空港管理事務所	”
和歌山県教育センター学びの丘	”
特定非営利活動法人和歌山IT教育機構(和歌山県立情報交流センター)	”
社会福祉法人和歌山県福祉事業団(南紀・中紀福祉センター)	”
財団法人南方熊楠記念館	”

- 2 監査の結果

- (1)懸案・改善事項

西牟婁振興局県民行政部

県税の収入確保については、組織的に努力されており、平成16年度末の収入未済額(個人県民税を除く。)は約1億4,450万円(前年度末に比べ約891万円の減少)と、3年続けて減少している。

今後とも、継続的な交渉・資産調査等を行い滞納者の現況把握に努め、調査結果に基づく厳格な差押えを

実行するなど滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力され、債権管理に努められたい。

また、個人県民税については、管内市町村と設置した「個人住民税徴収対策連絡協議会」を通じ、関係市町とより一層連携を深め、悪質な案件については地方税法第48条に基づき市町村から徴収引継を行うなど、協力体制の強化を図り、県税の収入確保に努められたい。

西牟婁振興局健康福祉部

母子・寡婦福祉資金貸付金の平成16年度末における未償還金は、約662万8,000円で、平成15年度末と比べ約9,000円の増加となっている。

今後も、未償還金の債権管理に努められるとともに、貸付時等における償還指導には引き続き適切に対応し、新規未償還金の発生防止に努められたい。

西牟婁振興局建設部

平成17年5月末現在の公営住宅使用料(公営住宅・駐車場)収入未済額は、約2,922万円(公営住宅2,779万円、駐車場143万円)となっており、前年度に比べ約45万円の増加となっている。

今後も、滞納者等に対し、納付誓約の履行を遵守させるなど納付指導を強化するとともに、大口滞納者や悪質滞納者に対しては、法的措置の強化を図り、債権管理に努められたい。

和歌山県紀南児童相談所

平成16年度末における児童福祉施設負担金の未収金は9件で約473万円となり、前年度と比べ件数で5件、金額で約65万円の増加となっている。

担当者は、よく戸別訪問をするなど努力の跡がうかがわれるが、未収金は依然として増加傾向にある。今後とも障害福祉課と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、納付指導の徹底に努められたい。

(2)上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

正 誤

正 誤

平成17年3月31日付け和歌山県報号外(8)和歌山県公営企業管理規程第4号中

職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれの	日額300円
--	--------

あるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	
--------------------------	--

は誤りにつき、

職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	日額500円
--	--------

に訂正する。

正 誤

平成17年11月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第47号中

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日に 施行日の前日におけるその
おける給料月額(以下「旧 - 者の属する職務の級にお
給料月額」という。) 最高号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

は誤りにつき、

施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日に 施行日の前日におけるその
おける給料月額 - 者に適用される給料表の最
高の号給の額

施行日の前日におけるその者に適用される給料表の最高の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者に適用される給料表の最高の号給の額

に訂正する。

正 誤

平成17年11月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県人事委員会規則第54号中

ページ	段	行目	誤	正
13	左	下から10	教育職員の給与に関する条例の一部改正する条例	教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

正 誤

平成17年11月30日付け和歌山県報号外(2)和歌山県教育
委員会規則第40号中

ページ	段	行目	誤	正
15	左	上から 1	市町村立学校職員の 給与に関する条例 の一部改正する 条例	市町村立学校職員の 給与に関する条例 の一部を改正す る条例